

別 添

事 務 連 絡

平成23年 8 月25日

木材関係団体の長 様

林野庁林政部木材産業課長

敷料の原料となる樹皮（バーク）の取扱いについて

この度、別添のとおり、農林水産省生産局から「原子力発電所事故を踏まえた家畜用の敷料の取扱いについて」（平成23年8月23日付け23生産第1219号）が発出されましたのでお知らせします。

写

23生産第1219号
平成23年8月23日

北海道農政事務所長
各地方農政局生産経営流通部
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

生産局畜産部畜産振興課長
畜産企画課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜用の敷料の取扱いについて

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質により汚染されたもみガラ、わら、樹皮等を原料とする敷料については、高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。そのため、畜産農家が高濃度の放射性セシウムを含む敷料を使用した場合、この敷料を原料として生産される堆肥も高濃度の放射性セシウムを含むこととなり、当該堆肥の施用によって農地土壌が汚染される可能性が懸念されます。

他方、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号、消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）（以下「8月1日付け通知」という。）で、食品衛生法上問題のない畜産物を生産し、農地土壌の汚染を未然に防止する観点から、放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料に関する暫定許容値が設定されたところです。

今般、これに加えて、貴局管内の都道府県が、8月1日付け通知に沿って適正なたい肥の生産等が行えるよう、敷料の取扱いを関係者に指導する際に参考となる事項を下記のとおり取りまとめましたので、周知方よろしく申し上げます。

記

1. 家畜用の敷料についても、放射性セシウム含有量に関する肥料等の暫定許容値と同じ400 Bq/kg（製品重量）を超えないものを使用してください。
2. ただし、以下の場合には、400 Bq/kg（製品重量）を超える敷料であっても使うことができます。

(1) 1,000 Bq/kg (製品重量) ^(※) を超えない敷料であって、当該敷料を用いて生産される堆肥の放射性セシウム含有量が 400 Bq/kg(製品重量) を超えない場合 (稲わらや乾牧草等の粗飼料を牛や馬の敷料として使用する場合を除く。)

※ 1,000 Bq/kg (製品重量) の考え方については、別紙を参照とすること。

(2) 乳用牛 (経産牛及び初回交配以降の牛)、肥育牛又は馬の敷料として、当該家畜の飼料の暫定許容値である 300 Bq/kg (水分含有量 8 割ベース) を超えない粗飼料を使用する場合であって、以下に示す要件の①～③のいずれかに該当する場合。

(3) 乳用牛 (経産牛及び初回交配以降の牛) 及び肥育牛以外の牛のうち、当分の間と畜出荷することを予定していない牛の敷料として、当該牛の飼料の暫定許容値である 3,000 Bq/kg (水分含有量 8 割ベース) を超えていない粗飼料を使用する場合であって、以下に示す要件の①～③のいずれかに該当する場合。ただし、乳用牛 (経産牛及び初回交配以降の牛) 及び肥育牛以外の牛のうち、と畜出荷を予定しているものについては(2)による。

(要件)

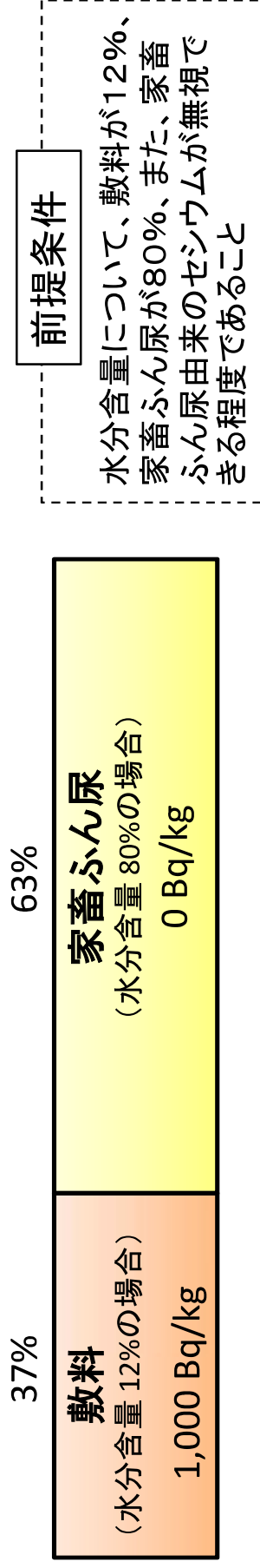
- ① 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
- ② 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
- ③ 畜産農家が自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥について、肥料等の暫定許容値である 400 Bq/kg (製品重量) を超えていないことを確認して販売・譲渡・利用する場合 (堆肥センター等の共同施設で処理している場合については、当該施設で確認しても構いません。)

3. 敷料中の放射性セシウム含有量については、既に公表されている放射性セシウムに関する各種の調査データや、「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法の制定について」(8月5日付け23消安2561号、農産安全管理課長通知)及びこの通知に基づいて各都道府県で今後順次進められる予定の肥料中の放射性セシウムに関する検査結果等を参考にしてください。また、これらの調査データや検査結果が得られない場合は、敷料の販売事業者等に確認してください。

4. なお、めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、当該家畜のうち食用に供する可能性のあるものについては、原子力発電所事故前に収集され、適切に保管された粗飼料等、放射性物質を含むおそれのない敷料を使用してください。

5. 今後も放射性物質による汚染状況等に関する知見を収集し、必要があれば、本通知を見直すことを申し添えます。

敷料及び堆肥中のセシウム濃度に関する試算



堆肥が肥料としての暫定許容値 400 Bq/kgを超えないためには

敷料が少なくとも約 1,000 Bq/kg を超えないことが必要。

なお、上記の試算については、前提条件があることに留意。